

鳥取県営東山水泳場

—委託業務に関する事業計画書・収支決算書—



平成 27 年 8 月 10 日



一般財団法人 鳥取県水泳連盟

会長 川口 武

目 次

はじめに	7
(1) あいさつ.....	7
(2) 一般財団法人としての経営方針と管理者制度への対応.....	8
ア) 一般財団法人としての経営基盤の強化.....	8
イ) 指定管理者制度への真摯な取り組み.....	8
ウ) 指定管理者としての資質と心得を堅持.....	9
(3) 本水泳場管理者としての成果と展望.....	10
ア) 現行の事業計画書の進捗状況.....	10
イ) 鳥取県行政評価における良好な結果.....	11
ウ) 利用者から頂いたお声を着実に反映.....	11
エ) 指定管理者制度での運営成果と地域還元.....	11
(4) 鳥取県の特性を活かした施設運営に向けて.....	12
ア) 鳥取県西部の風土・施設等を活かす.....	12
イ) 鳥取県民の特性を把握.....	12
ウ) 鳥取県民ニーズへの的確に対応.....	13
エ) 鳥取県民らしい施設運営を目指して.....	13
指定管理者を希望する理由	14
(1) 本水泳場の設置目的と当連盟の使命と事業が合致していること.....	14
(2) 公平性・専門性・信頼性の高い施設運営が保証できること.....	14
ア) 多彩な自主事業展開と利用者視点のサービスが提供できること.....	14
イ) 競技者や団体とのネットワークで円滑な大会運営協力ができること.....	15
ウ) 関係団体や企業との共創・協働体制による開かれた運営ができること.....	15
施設管理業務に対する基本方針	16
(1) 管理運営の基本方針策定にあたって.....	16
ア) 私たちに課せられた使命の実現に向けて.....	16
イ) 的確な現状認識と指定管理期間を見据えた社会変化への対応.....	17
(2) 管理運営に対する基本方針.....	20
ア) 本水泳場の経営理念(ビジョン).....	20
イ) 本水泳場の管理運営方針.....	20
ウ) 鳥取県の施策と連携した管理運営.....	21
施設の現状に対する認識及び今後の在り方	22
(1) 施設の現状に対する課題等の認識について.....	22
(2) 現状の課題を解決するための改善項目.....	23
ア) 利用者第一主義の誠実なサービス提供.....	23
イ) 安全・安心で心地よい維持管理.....	24
料金設定	31
(1) 開館時間の考え方と設定内容.....	31

(2) 休館日の考え方と設定内容	31
(3) 利用料金の考え方と設定内容	31
(4) 利用料金の減免に対する考え方	32
(5) 利用の許可に対する考え方	33
施設の管理業務に係る職員体制	35
1 管理体制(組織図・職員数)	35
(1) 組 織 図	35
(2) 職 員 数	36
2 研修計画(事業に関するもの、接遇に関するもの等)	40
(1) スタッフ全員が基本的な事項をシェアします。	40
(2) 業務内容に応じた研修を実施します。	41
事故・事件の防止措置と緊急時の対応	42
(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策	42
(2) 緊急時の体制・対応	55
(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法	58
情報の公開への対応	60
(1) 条例・要領に準拠した対応	60
(2) 利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信	60
個人情報の保護への対応	61
(1) コンプライアンス体制の整備	61
(2) 各種法令の遵守及び施策等への対応	61
(3) 厳格な情報管理体制の構築	61
ア) 個人情報の保護への対応	61
施設の運営に関する事項	62
1 スポーツの普及振興の考え方	62
1 スポーツの普及振興に係る自主事業計画	63
(1) 水泳教室	63
(2) 健康体力づくり教室	64
(3) 新しい企画の教室	65
(4) イベント事業	66
(5) 障がい者・高齢者スポーツ活動及び支援事業	67
(6) 平成24年度からの指定期間5年間で熟成していく事業計画。	68
2 使用者・利用者に対するサービス向上策	71
(1) 鳥取県及び近隣市町村等との緊密な連携を強化していきます。	71
(2) 周辺地域・関係団体との連携を進めます。	71
(3) 当連盟加盟団体・県外水泳連盟との連携を強化します。	71
(4) 地域への経済的な波及効果を高めます。	72
(5) 地域への社会的波及効果を高めます。	72

(6) 利用団体との連携強化を確実にします。.....	72
(7) トレーニングスペースを新しく設けます。.....	72
(8) 安全性確保を鑑み医務室を充実します。.....	72
(9) 公平にかつ公正な貸出のありかた	73
(10) 誰もが利用しやすい施設づくり.....	74
(11) 自動販売機の設置について	74
3 使用者・利用者の要望の把握及びその実現性.....	77
(1) 「意見箱」の設置	77
(2) 「感謝の箱」の設置.....	77
(3) アンケートの実施	77
(4) 利用者懇談会の実施	78
4 経費節減のための方策.....	79
(1) マルチスタッフ育成により経費圧縮.....	79
(2) 総合管理(トータルマネジメント)等の視点でのコスト削減について	79
(3) 省エネルギー推進によるコスト削減について	79
5 施設管理業務の外部委託の考え方とその項目	81
 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況	82
 委託、工事請負の発注予定.....	82
 法人等の社会的責任の遂行状況.....	82
(1)障害者雇用	82
(2)男女共同参画推進企業の認定.....	82
(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種 又はⅡ種規格認証等	82
(4)家庭教育推進協力企業としての協定締結	83
(5)あいサポート企業等の認定.....	83
 その他.....	84
(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方	84
ア) 安全対策の徹底	84
イ) 清潔な環境の確保(衛生管理の徹底).....	86
ウ) 施設設備の長期安定使用のための維持管理	87
(2) 剰余金還元について	90
(3) 人権に配慮した施設運営	91
(4) 保険への加入	92
(5) PDCA サイクルの最適化	92
(6) 管理指導実績.....	93
 鳥取県営東山水泳場	94
 むすびに	95

収支予算書(平成27年度11月～3月).....96

収支予算書(平成28年度).....97

はじめに

まず、はじめに指定管理者の応募にあたりまして、挨拶をさせていただきます。

(1) あいさつ

このたび、鳥取県営東山水泳場の指定管理者に応募をします一般財団法人鳥取県水泳連盟でございます。

私たち連盟は、昭和21年に創立以来69年に亘り、鳥取県のスポーツの健全な普及発展を期し、県民の水泳競技力向上と普及活動を使命とした一般財団法人（平成元年財団法人化）です。

競技スポーツの向上をはじめ、生涯スポーツの振興や県民の健康づくりまでの幅広いスポーツ事業を展開するとともに、昭和60年の「第40回国民体育大会（わかとり国体）」・平成7年の「第40回全国高校総体」・平成11年の「飛び込み日本選手権」・平成13年の「全国中学」などビッグイベントの成功に組織を挙げて取り組んでまいりました。

現在では、63名の役職員を中心に傘下に県下市町村の加盟団体122団体（構成人員延1500人）と密接に連携し、スポーツ施設の有効活用を果たしながら鳥取県民のスポーツ推進役を担っています。

また今後は、東京オリンピック・パラリンピックに向け、本県からのオリンピック選手の輩出を目指し、更にスポーツ振興を積極的に図っていきます。



会長 川口 武



また総務省の安全等に関する通知や東日本大震災を契機にした危機管理対策及び節電対策等への県民の皆様のご要望について真摯に対応し、安心できる施設運営のための最善の方策を講じてまいります。



最後に、今回の選定にあたり、現在、本水泳場の指定管理者として、選定審査の機会を恵みいただきましたことに多大なる謝意を表します。



(2) 一般財団法人としての経営方針と管理者制度への対応

公益法人改革や管理者制度等の経営環境の変化に即応して、組織改革や経営改革に取り組むとともに、管理者としての資質と能力向上に努めています。

ア) 一般財団法人としての経営基盤の強化

私たち連盟は公益法人改革に対応して一般財団認定を平成24年4月に取得し、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

一般財団法人への移行後には、そのメリットである公益性を最大限に活かしながら、本水泳場の有効活用やスポーツを通じた地域貢献活動に邁進してまいりました。



イ) 指定管理者制度への真摯な取り組み

NPM（新公共経営＝民間の企業経営手法を応用した行政部門の運営方法）やPPP（公民協働による公共サービスの提供）に基づく管理者制度についての最新動向を注視するとともに、持続可能性の高いサービス提供のあり方を探求します。

① 公益性重視の管理と効率性重視の運営の実現

管理者制度を「公か民か」といった二律背反的に捉えるのではなく、公共的団体と民間企業がそれぞれ持つ特性を最大限に活かしながら、公の施設を管理運営することが、県民の皆さんや地域社会にとって最善の方策であると考えます。

公益性の保持を重視しながら専門性・効率性・創造性に秀でた地域団体や先端企業の協力を仰ぎながら、サービスの向上と経費の節減を追求した運営を行います。



② 納税者目線を意識した透明性の高い運営

厳しい財政状況の下、税金の使途について一層厳しい視線が注がれていることから、アカウンタビリティ（説明責任）が果たせるよう、自己評価や第三者評価を積極的に導入して、その結果を公表するなど、透明性を一層高めたオープン型運営に努めます。

② 公共サービスを担う者としての資質の厳守

公共サービスに関する国民の権利を守る『公共サービス基本法』の理念に則り、変わりゆく社会経済情勢や多様化する県民ニーズを的確に応えて、安全・安心・快適なお客様本位の施設運営を実現します。

行政代行者として関連法令等を遵守し、子ども、高齢者、外国人、障がい者など誰もがいつでも、公正・公平に施設を利用できるようにコンプライアンスを厳守します。

ウ) 指定管理者としての資質と心得を堅持

施設の管理運営を担う全ての職員や関係者が「指定管理者は、行政機関の適正な代理執行機関である」との認識のもと、鳥取県の政策目標や施策の実現を自らの使命として認識します。

『体育施設条例』及び同施行規則に規定された業務を誠実、かつ適正に執行します。

利用の禁止又は制限に関する業務	使用の許可に関する業務
供用期間の変更及び供用時間の変更に関する業務	入場の制限等に関する業務
監督処分に関する業務	効用の増進を図るための事業
維持管理に関する業務	管理上必要と認められる業務

スタッフ全員が行政庁の一員としての気概を持って、本県の行政課題を熟知するとともに、関連行政計画や行政施策の円滑な推進に向けた盤石な協働体制を構築します。

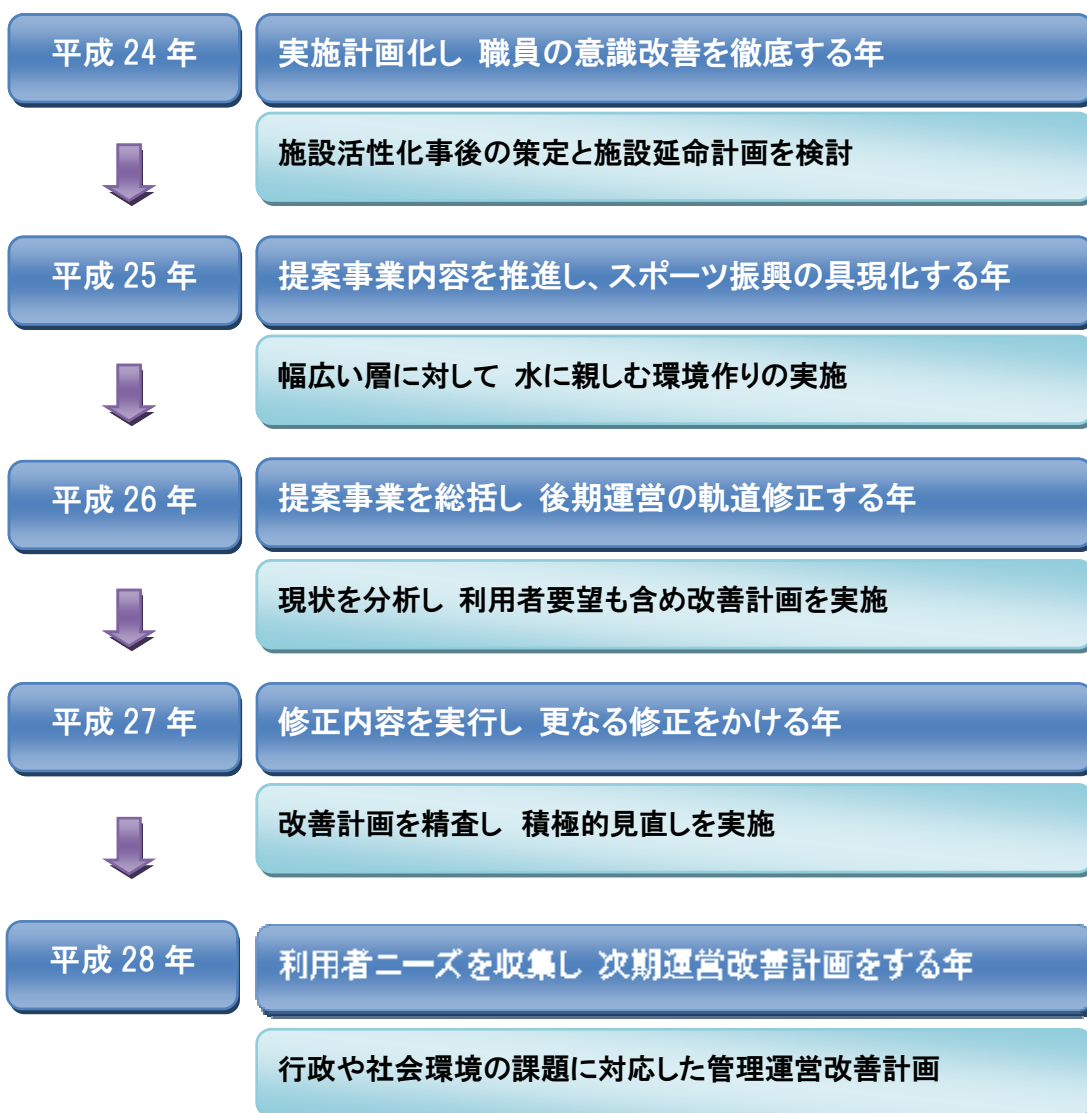
(3) 本水泳場管理者としての成果と展望

私たちは、鳥取県民のニーズに応え、スポーツ振興の拠点として整備された本水泳場の合理的かつ効率的な運営を行う重責を果たすべく、施設の設置目的の実現に向けて全職員が一丸となって精励しています。

平成27年度からの施設運営にあたっては、安全性・快適性に配慮した施設づくりと人件費削減を柱とした効率運営による経費縮減の両立を達成すべく、民間事業者との強固な協働体制を構築し事業展開に取り組んでいきます。



5ヶ年計画内の年度目標



ア) 現行の事業計画書の進捗状況

平成23年度からの米子市指定管理でお約束した「樹木等の景観美化の徹底」や「コースロープの設置」などの新しいサービスは、平成27年3月現在で着実に実行（19項目中19項目；達成率100%）しており、平成29年3月末までに施設管理者としての事業執行責任を果たすように鋭意努力します。

■ 今期提案事項の主な達成項目



イ) 鳥取県行政評価における良好な結果

鳥取県が実施する行政評価において、適正な評価が得られるように鋭意努力します。

ウ) 利用者から頂いたお声を着実に反映

私たちの管理運営を通じて、安全対策の徹底により利用者無事故を貫くとともに、公正・公平な利用環境を堅持しており、その種のクレームも頂いたことはありません。

利用者アンケートの結果からも、水質の管理で満足以上が約100%、職員の対応で満足以上が95%、施設全般の管理についても98%が概ね適切であると評価を得ておりますが更なる利用者満足度の向上に全力を挙げる所存であります。

アンケートやご意見箱に頂いた貴重なご意見・ご要望に対して着実に対応するなど利用者第一主義の施設運営を貫きます。



□ ご意見・ご要望の事例

水がとってもきれいになりました。	駐車場から花壇の花を見るのが楽しいです
職員の対応が数段良くなりました。	受付の女性の対応が気持ちいいです。
玄関と更衣室がとても清潔になりました。	監視員の方からの声掛けがうれしいです。

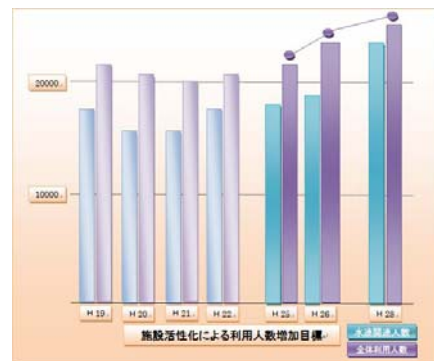
エ) 指定管理者制度での運営成果と地域還元

私たちは、指定管理者制度のメリットを最大限に活かして、効率的な運営や利便性向上等による利用者増加を果たすと同時に、金銭的な地域還元を進めていきます。

①利用者の増大と経費縮減の達成

次期の管理目標として、「利用者の増大と経費削減」を掲げ、水泳教室等の充実やイベントの実施、回数券の導入など、利便性を向上させる事業の展開と契約事務の見直し等により、利用者の増大と経費の節減に努めます。

本水泳場の合計利用者数は、当連盟の教室利用者が全体の75%であり全体の大多数を占めています。当連盟が管理運営することで利用者を拡充させます。



③ 経営努力による余剰金等をスポーツ振興に充当

鳥取県の「管理代行者」として本水泳場の管理運営を行うにあたり、県民が納めた税金を最大限有効活用し、県民が納得する利用者サービスとして還元することが使命の一つであると捉えております。このことから、剰余金が出た場合は、スポーツ振興や子ども達のスポーツ活動に対して積極的に還元いたします。

(4) 鳥取県の特性を活かした施設運営に向けて

私たちは、鳥取県の歴史や特性、県民の皆様のニーズ等を十分に把握し、本水泳場の管理運営を通じた鳥取県の発展と魅力度アップに貢献することが大きな使命と考えています。



ア) 鳥取県西部の風土・施設等を活かす

鳥取県西部は、山陰のほぼ中央に位置し、東には「伯耆富士」とも呼ばれる国立公園大山、北に日本海、

そして西には汽水湖として日本で5番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海という、豊かな自然に囲まれています。

遠く弥生時代から大陸との交流があったとされ、現在では山陰唯一の国際航空路線である米子ソウル線を有する米子

空港、韓国・ロシアとの定期貨客船等の海路を有する境港市とも隣接し、陸路では高速道路や鉄道が整備されている便利なアクセス環境から、山陰の玄関口と呼ばれる交流のまちです。

こうした豊かな自然や恵まれたスポーツ施設を活かした運動習慣が県民一人ひとりに普及・浸透するように、本水泳場を中核とした地域特性を踏まえたスポーツ振興事業を展開してまいります。



イ) 鳥取県民の特性を把握

本水泳場において的確な利用者サービス向上を進めるために、鳥取県民の特性を熟知し、そのニーズに即した施設運営を進めます。

① 鳥取県のスポーツ特性への対応

平成 22 年度の『まちづくりに関するアンケート』によれば、週 1 回以上スポーツ活動を行っている県民は、48.4%となっています。

今後は、健康づくりやリフレッシュに資するような気軽で継続的に実施できるスポーツ環境を提供することが求められています。



② 鳥取県民の健康やライフスタイルに対応

前述のアンケートで「健康維持のためにスポーツに取り組んでいる」が、68.1%、いないが 29.6%と 7 割近くの県民が健康づくりを実践しています。

ライフステージ別死亡状況は、「脳血管疾患」の全国平均は人口 10 万人当り男 65.9 人、女 37.6 人であり、鳥取県平均では人口 10 万人当り男 61.9 人、女 36.1 人となっています。

また「悪性新生物」の全国平均は人口 10 万人当り男 203.1 人、女 96.8 人であり、鳥取県平均では人口 10 万人当り男 214.0 人、女 97.3 人と増加しています。



こうした鳥取県民の健康状況やライフスタイルを勘案した事業等を本水泳場において展開します。

ウ) 鳥取県民ニーズへの確に対応

平成 22 年度の『まちづくりに関するアンケート』によれば、スポーツ施設の利用しやすいさでは、37.8%が利用しやすいと答えています。

スポーツ活動の機会の提供への満足度は、満足；3.2%、やや満足；15.3%、どちらともいえない；55.9%、やや不満；10.8%、不満；3.2%となっています。

県民ニーズに対応して、イベント・教室事業や付帯設備の充実、スポーツ情報の提供、ボランティア環境の整備などに取り組んでまいります。

エ) 鳥取県民らしい施設運営を目指して

私たちは、鳥取県の風土や県民特性・ライフスタイル・ニーズなどを総合的に勘案することで、鳥取ならではの事業計画書を策定します。

本水泳場の運営にあたり、同じ鳥取県民として県民の皆様の意向や『鳥取県スポーツ振興計画』等を最大限尊重し、「鳥取県民の鳥取県民による鳥取県民のための鳥取県らしい施設運営」を目指します。



指定管理者を希望する理由

私たちは、当連盟の経営理念や目的、管理者制度への取組み及び本水泳場の実績等を踏まえて、以下のような目的・理由から本水泳場の指定管理者として応募します。

(1) 本水泳場の設置目的と当連盟の使命と事業が合致していること

本水泳場の設置目的である「スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため」と当連盟の目的である「水泳競技を振興し、もって心身とも健康で明るい県民生活の形成に寄与すること」は、同質と解釈します。

本事業を円滑に遂行するために、専門スキルのあるベテラン職員を配置して本水泳場の有効活用に取り組んでいきます。

鳥取県民 57 万人の皆様のスポーツの振興と健康・いきがいづくりを効果的に進めるために、鳥取県のスポーツ振興拠点である「鳥取県営東山水泳場」の指定管理者に応募します。



(2) 公平性・専門性・信頼性の高い施設運営が保証できること

指定管理者制度の普及に伴う民間セクターの撤退事例が増える状況で、5年の指定期間で持続可能な管理者を選定されることは、施設の有効活用や県民のスポーツ振興の観点からも絶対条件であると考えます。

私たちは、これまでの運営実績に基づき、安全管理、公平な利用環境の維持、地域やスポーツ団体との協働を目指して、今後1年半の運営管理を確実に担保します。

鳥取県の関係部署と密接な関係を持ち日頃から協議調整を十分に行い、指定管理者としての指名期間に止まることなく、将来も見据えた維持管理のあり方を念頭に置いた持続性の高い運営管理に取り組みます。

ア) 多彩な自主事業展開と利用者視点のサービスが提供できること

スポーツ振興事業として毎年、多彩な水泳教室やイベント・水泳大会など幅広い自主事業を開催し、延約4万名（平成26年度）の県民にスポーツの楽しさや健康づくりの推進など豊富な教室及びイベント提供ノウハウを蓄積しています。

本水泳場設置目的のスポーツの振興を目指し、ライフスタイルの変化やスポーツ・健康ニーズの多様化に対応し、利用者目線によるリーズナブルで納得感を得られる魅力的な事業展開を進めます。



イ) 競技者や団体とのネットワークで円滑な大会運営協力ができること

鳥取県のスポーツ振興拠点として、「鳥取県スポーツレクリエーション祭」を開催するなど豊富な大会・イベント開催実績を有しています。

鳥取県内の水泳統括団体である当連盟のネットワーク網を活かし、アスリートが競技に集中できるようなきめ細かな支援体制を構築し、鳥取県全体の競技力の向上等に寄与します。

鳥取県体育協会や日本水泳連盟等との強力なパイプを活かして、傘下の全県・全国的な競技団体等への働きかけによって大規模大会等の誘致を図ります。



ウ) 関係団体や企業との共創・協働体制による開かれた運営ができること

私たちは、競技大会・イベント開催時において、地域の一員として関係団体等と連携を持ちながら進めるとともに、地元教育機関や企業等との連携事業など地域密着型運営を推進します。

施設管理業務に対する基本方針

鳥取県の貴重な資産である本水泳場の施設価値を高め、そして県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくりやスポーツ振興、県民の健康増進及び東山水泳場の利用の促進を目指して、子ども・高齢者・身体的に障がいのある方をはじめすべての県民の皆様に「安心」「安全」「信頼」を提供し安心して利用していただくため、管理運営についての基本方針や抱負をまとめると以下のようになります。

(1) 管理運営の基本方針策定にあたって

私たちは、管理者としての役割を十分理解するとともに、鳥取県を取り巻く現況やスポーツ等関連行政施策の動向を踏まえ、本水泳場における管理の課題を明確にしたうえで、管理業務を効果的かつ効率的に行うための基本方針を策定します。



ア) 私たちに課せられた使命の実現に向けて

行政施策の代行を担う管理者として、鳥取県や国の行政施策の円滑な執行に資するために、課せられた使命と責務を果たせるような事業計画を策定します。

①国のスポーツ施策等の転換期を見据えて

国民のスポーツ意識の高まりを背景に、平成22年の「スポーツ立国戦略」の策定や新たな『スポーツ基本法』の施行などスポーツ行政の一大転換期を迎えて、スポーツ施設のあり方も大きく変化しています。

指定管理期間においては、新たなスポーツ施策の動向や将来展望に対して的確かつ柔軟な対応策を講じるための中長期的な事業計画を策定します。



- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ・県民のスポーツ権への対応 | ・地域スポーツクラブ等の育成支援策の強化 |
| ・障がい者等も一体となったスポーツ振興 | ・プロスポーツを巻き込んだ多角的なスポーツ活動 |

②鳥取県の行政施策動向を踏まえて

指定管理者としての責務として鳥取県の行政政策について熟知するとともに、その計画等の円滑な推進に向けて全力を挙げて連携・協力に努めます。

◎関連法令等に即した適正な施設運営

『地方自治法』『公共サービス基本法』や『体育施設条例』等の当水泳場の管理運営上で準拠しなければならない関連法令を遵守します。



□遵守しなければならない法令等

労働基準法	労働安全衛生法	最低賃金法
労働組合法	男女雇用機会均等法	労働災害補償保険法
雇用保険法	健康保険法	厚生年金保険法
電気事業法	消防法	浄化槽法
大気汚染防止法	水質汚濁防止法	鳥取県産業振興条例
鳥取県公有財産事務取扱規則	鳥取県個人情報保護条例	鳥取県情報公開条例
鳥取県行政手続条例	鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例	

更に、現段階で検討されている条例等にも施行後に速やかに対応すべく鳥取県政情報等を常に注視します。

イ) 的確な現状認識と指定管理期間を見据えた社会変化への対応

公共スポーツ施設の持続可能な管理運営を行うためには、施設を取り巻く環境を正確に認識するとともに、以下のような社会環境の変化を迅速に把握する分析力と適切な対応を講じます。

①施設運営を取り巻く現状やリスクにマクロ的に対応

急激な社会現象の変化を冷静に分析し、指定期間の対応を想定します。

◎世界経済の不安定化と物価高騰による利用面・コスト面のリスク対応

世界経済の不安定化と資源高(原油高騰等)による物価高騰が施設利用の減退や運営コストアップに影響を及ぼすことに十分に留意して管理運営を行います。



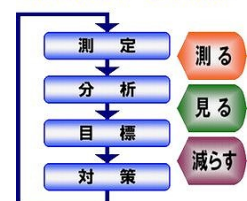
◎安全意識の高まりや防災対策への高い欲求

東日本大震災による国民の安全意識の高まりを受けて、安全や危機管理対策の抜本的な見直しを図るとともに、防災機能の強化など安全安心な施設環境作りに取り組みます。

◎ストップ地球温暖化！と節電への取り組み

地球温暖化防止に向けて『地球温暖化対策実行計画』を遵守するとともに、「節電対策基本方針」に基づき電力需給の逼迫化に対応した効果的な省エネ対策を進めます。

《省エネルギーサイクル》



② 平成28年を想定した社会環境変化への適応

今後の社会環境変化を想定した先見性の高い計画立案と執行を実施します。

私たちは絶えず国や鳥取県の政策についても情報収集に努め、適宜適切な事業展開を行い、本県のスポーツ振興を推進してまいります。

◎人口構造の変化とライフスタイルの変化

鳥取県の人口は、平成27年4月1日現在 573,901 人、世帯数は、215,165 世帯です。平成32年には高齢者人口は約14万人へと増加し、高齢化率は26%に伸びると見込まれ、平成32年には4人に1人が高齢者の時代が到来します。

このため、『高齢者保健計画』では、介護予防や健康増進事業を積極的に展開するなど、高齢者が生きがいを持って自己実現を図ることができる環境づくりを推進していきます。



◎県民ニーズの多様化と健康・スポーツ意識の向上

県民の皆様のライフスタイルも多様化してくるものと思われますが、予想されるスポーツへの関心や健康志向の高まりに応えられるよう、個々人の体力に応じたスポーツメニューの提案など、きめ細かい工夫を行います。



社会的な健康・スポーツ動向や県民アンケート調査等による県民のニーズの把握に努め、新たな成人プログラム、気軽に参加できるスポーツイベントなど多様な健康・スポーツ事業を実施します。

◎サービスの向上期待と財政再建機運の高まり

管理者制度の導入目的である公共性を担保し、利用者サービスの向上と経費の縮減を両立させるべく、利用者第一の理念の基に、『都市経営ビジョン・アクションプラン』を参照しながら、ハード・ソフト両面からの運営改善策を実現します。

③施設に関する管理運営上の主な課題と対応策

◎耐震性や経年劣化に対応した施設・設備の安全対策

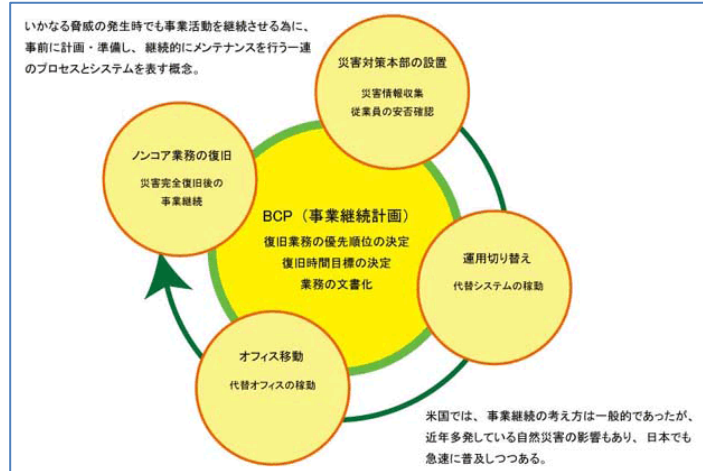
本水泳場は、昭和58年に完成し平成24年にリニューアルされた施設ですが、地震等大規模災害への備えを一段と強化することが肝要です。日常、定期点検を怠らず、鳥取県の大切な財産である建物や設備の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。

◎大規模災害発生時の避難所等としての機能維持

『地域防災計画』によれば、本水泳場は避難所等には指定されていませんが、危機発生直後においても、これらの施設を利用できるよう業務を継続する必要があります。

地震、台風など大規模災害や緊急処理事態など、本県に甚大な被害と県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際には、避難場所としての機能維持に努めます。

本水泳場の消防計画や防災計画に加え、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、必要な訓練や研修を実施し、業務継続を確保します。



④現状における運営課題への対応

独自に実施している利用者モニタリング・ご意見箱や現場スタッフの声から以下のような課題が浮き彫りとなり、既に対策を講じたものもありますが、未解決なものについては、その解決に向けた具体的な方策を立案します。

◎利用者モニタリングによる課題抽出と迅速な対応

利用団体等からの意見聴取を実施するとともに、ご意見箱や利用者アンケートからのご指摘事項から課題をまとめると、以下のようになります。

□利用者からの主な意見・課題とその対応例

利用者からの主な意見や課題	その対応例
・利用時間を長くしてほしい。	・県と協議
・足がとどかない。	・台の設置
・ウェットスーツの着用	・許可
・飛び込みがしたい。	・危険なため原則禁止

□ご意見箱での意見・課題

ご意見箱の意見や課題	その対応例
・施設がきれいになった。	・より一層の美化に努める
・水がきれいになった。	・プール内掃除の徹底
・従業員の対応が良い。	・笑顔は0円
・水泳教室の再開	・工事が終わり次第

◎運営サイドからの主な課題等

セルフモニタリングの一環として、施設運営に携わるスタッフからの意見や課題等を毎月の施設定例会議の場で検討するとともに、具体的な対応策を講じます。

- ・掃除道具の補充
- ・予約状況の確認表
- ・大会準備・あとかたづけの効率化
- ・安全確認



(2) 管理運営に対する基本方針

私たちが考える課題の着実な解決と鳥取県民の貴重なスポーツ資源としての施設価値向上を目指し、経営理念の策定とその具現化のための管理運営方針を以下のように掲げます。

ア) 本水泳場の経営理念(ビジョン)

国の『スポーツ立国戦略』の成果指標であるスポーツ実施率 65%以上の実現を目指して、すべての県民が「いつでも・どこでも・だれでも、する・観る・支える」スポーツに親しむきっかけづくりを推進します。

計画のキャッチフレーズと連動して「夢・感動・笑顔があふれるスポーツ施設」という経営理念（ビジョン）を掲げて運営管理にあたります。



ビジョン～夢・感動・笑顔があふれるスポーツ施設 東山水泳場

イ) 本水泳場の管理運営方針

スポーツ基本法に伴うスポーツ権の尊重、県民のエコや安全意識の高まり等によりスポーツに関する県民皆様の関心と需要に応えるため、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例に基づく東山水泳場の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等）を遂行し、本水泳場を次の5つの基本方針のもとで管理運営し、魅力ある新たなステージ展開を目指します。



①安全・安心で快適な施設空間の創出

☆安全・危機管理体制の強化

防災・防犯体制の強化、危機管理体制の強化、実地訓練の強化、監視体制の充実

☆コンプライアンス体制の強化

公益通報制度・職員管理の適正運用、委託先の監理徹底、研修の強化

☆ユニバーサルデザインの強化

ノーマライゼーション、情報弱者への配慮、人権・男女共同参画の徹底



②利用者視点の高品位なサービス提供

☆利用者サービスの質的・量的な拡充

自主事業の拡充、付帯サービス拡大、子育て支援、機器のリニューアル

☆情報発信機能の強化による利用促進策



広報広聴機能の充実、メディア活用、満足度調査・市場調査の強化

☆ホスピタリティ溢れるマンパワーの育成

ワンストップサービス、マニュアル・マナー研修の充実、弱者サポート対策

③鳥取県の地域資源を活用した施設運営

☆地域や関係団体との連携強化

競技団体・教育機関・スポーツクラブ等との連携、観る・支えるスポーツの推進

☆イベント等の参画による地域との絆の拡充

商店街等とのタイアップ、イベント・まつり参画、共同PR

☆積極的な地域貢献活動の展開

清掃・防犯活動、地域活性化事業、他公共施設との連携、地域の小中学校との連携



④効率的・効果的なマネジメントの推進

☆人財の資質向上と認証等の取得

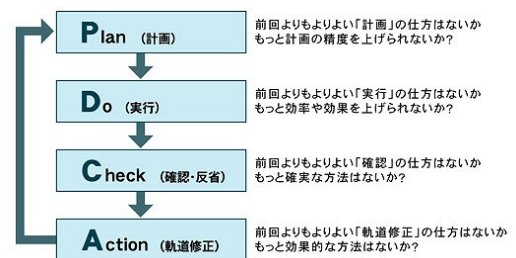
キャリアアップ研修、資格取得促進、適材適所の配置

☆PDCAサイクルによるムダ・ムラ・ムリのないマネジメント

業務改善提案の活用、苦情への即応体制、コスト管理の徹底、権限委譲

☆モニタリング機能の強化

事業進捗管理体制の強化、行政評価への真摯な対応、第三者評価の実施



⑤エコ型スポーツ施設管理の推進

☆ライフサイクルコストの削減

ファシリティマネジメントに基づくきめ細かいメンテナンス、計画的な修繕

☆実効性の高い温室効果ガス削減策

地球温暖化対策、カーボンオフセット制度、省エネ製品・エコ調達

☆利用者等へのエコライフの普及啓発

ごみ持ち帰り、節電・節水の徹底、ノーカーの啓発、もったいない運動



ウ) 鳥取県の施策と連携した管理運営

☆鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。

☆鳥取県が開催する大会、行事等については、他の利用者と調整を図りながら円滑な開催を行います。

☆災害が発生した場合には、鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応を行います。

施設の現状に対する認識及び今後の在り方

(1) 施設の現状に対する課題等の認識について

私たちは、今回の申請にあたり、本水泳場において実施している水泳教室参加者や本水泳場のヘビーユーザーである加盟競技団体等の関係者から綿密なヒヤリング等を実施するとともに、スポーツ施設管理の専門家等からのアドバイスを受けて、以下のような現状認識を行っています。

ハード面の 現状課題等	○水質・水温の適正管理 ○トイレ・シャワー・更衣室の衛生管理 ○安全対策
ソフト面の 現状課題等	○利用者とのコミュニケーション ○快適な空間の提供

昭和58年に開設された米子市営東山水泳場は、多くの国体や高校総体、飛び込み日本選手権等の全国レベルの大会開催実績を誇るとともに、多くの県民の健康増進・体力づくりの場として活躍されてきました。

また、米子市主催の水泳教室・当連盟主催の水泳教室・飛び込み教室が年間を通して行われています。70歳以上の方・障がい者の方々には使用料の減額免除の処置もとられています。

各種の水泳大会等の開催においては、大会設備・器具もここ数年で整備・リニューアルされましたが、ルール変更に速やかに対応する迅速さが求められています。



特に平成24年度より当連盟の指定管理者による運営が始まって以来3年間の一般利用者数は増加の一途を辿りその利用も多様化しています。しかしまだ施設目的の達成や施設の特徴が最大限発揮成されているとは言えず道半ばの状態です。

この制度によって期待される新たな事業展開も多く取り入れ、近隣の米子市民をはじめとする多くの利用者の期待に応えるべき努力をして参りましたが、まだ施設の存在意義を十分に果たせる状況とはいえません。

更なる水泳の普及発展・県民の健康増進といった県民のニーズに十分に答えられる事業展開を積極的に行う必要があります。

対応スタッフの充実、今以上にきめ細かな施設の点検・迅速な補修等を行い、万全な安全対策を講じるとともに、更衣室・シャワー・トイレなど衛生関連の施設・設備の日常点検を重要視する必要もあります。



私たちは、上記のような施設の現状を勘案し、利用者の皆様に今以上に快適な使用環境を提供しうするため、以下のような改善項目を速やかに実施することを提案します。

また、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品役務の調整、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努力いたします。

(2) 現状の課題を解決するための改善項目

私たちは、平成24年度の指定管理期間での実行を提案した「施設の特性を活かした包括的なサービス提供」と「安心感と信頼感を醸成する管理」の2本柱に即した36の改善項目に対し、指定管理期間での実行を引き続き提案します。

また、利用者の受付及び案内、付属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供並びに施設の利用促進その他施設の管理運営に必要な業務を確実に遂行します。

ア) 利用者第一主義の誠実なサービス提供

「施設の特性を活かした包括的なサービス提供」の根幹となる利用者サービスを大幅に改善するために、利用者目線のフレンドリーなサービス提供を行います。

① 利用者第一主義のサービス原則(10項目)

- ・利用者とのコミュニケーション重視
- ・利用者に対する心のバリアフリーサービス
- ・水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け
- ・外国語での案内板
- ・意見箱、感謝の箱の設置
- ・防災を意識したレイアウトの変更
- ・水泳大会のプログラム作り等、事前準備を含めた大会開催の手助け
- ・子ども達の活躍の応援
- ・県内小中学校との連携（校外授業）
- ・県内小中学校との連携（放課後水泳、部活動）



② 利用者へのホスピタリティサービス(14項目)

- ・トライアスロンのトレーニング環境整備
- ・皆生ライフセービングクラブと連携しての安全水泳教室の開催
- ・フィンスイミング教室の開催
- ・トップアスリートの招へい
- ・水泳教室の充実
- ・泳法分析会の開催
- ・人に優しいサイン計画
- ・快適な空間の提供
- ・快適で衛生的な更衣室
- ・快適で衛生的なトイレ
- ・5mフラッグの設置
- ・指導者講習会の開催
- ・血圧計、体重計の設置
- ・リゾートチェアの設定



イ) 安全・安心で心地よい維持管理

「安心感と信頼感を醸成する管理」を速やかに実行するために、利用者が安全に利用できることで安心感を実感するとともに、再度利用したくなるような心地よさを体感できる維持管理を提案します。

① 安全最優先で心地よい維持管理(10項目)

- ・運営管理に精通した安定感ある人材の配置
- ・ひと目でわかるスタッフ紹介
- ・適正な設備・器具等の維持管理
- ・最適な水質管理の徹底
- ・最適な水温管理の徹底
- ・大会にふさわしい最高のコンディショニング維持
- ・車椅子の安全な使用
- ・管理者を明確にするための看板
- ・駐車禁止のための三角コーナーの設置
- ・不審者対応のための「こどもかけこみ110番」の登録



② クレリネスや環境美化の徹底(2項目)

- ・適正な敷地内の清掃
- ・樹木等の景観美化の徹底



利用者とのコミュニケーション重視



私たちは利用される方々とのコミュニケーションが職員全員すでにとれています。今後も積極的にコミュニケーションをとり要望・クレームに迅速に対応していき利用者のニーズにあった管理をしていきます。

快適な空間の提供



定期的に職員が館内を巡回し、ロビー・更衣室等、館内で快適に過ごして頂けるように、きめ細かな清掃・室温等を管理していき日常の施設・設備の点検補修を徹底して行き、快適な空間を提供していきます。

最適な水温管理の徹底



今まで利用してきた経験を生かし、2時間ごとの水温測定や利用者の目線に立って、実際にプールに入ることでの快適であるかを確認します。

最適な水質の管理



利用者の目線で常に確認し、きめ細かくゴミ拾いなど日常の管理を徹底して行います。また、室内プールのろ過機も老朽化していますので、保守点検・日常点検を十分に行っていきます。

快適で衛生的な更衣室



定期的な水の除去・大きめな足拭きマットの設置・シャワー室で身体を拭いていただくためのタオル置き場の設置など、更衣室を快適に使用していただけるように常に更衣室の衛生管理の徹底を行います。

快適で衛生的なトイレ



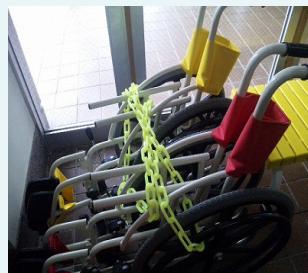
日常の清掃を1回でなく3回以上は行います。また、点検・補修をきめ細かく行っていき快適で衛生的なトイレにしていきます。

人に優しいサイン計画



利用される方々の立場に立って、頻繁に利用する場所については大きな表示の案内板でわかりやすくし、初めての方でもどこに何があるのかわかるようにしていきます。

車いすの安全な使用



本水泳場に設置してある車椅子を、安心して利用して頂けるように車椅子の安全点検を定期的に行います。また車椅子の置いてある場所が明確にわかるように玄関から見えるところに設置します。

血圧計・体重計の設置



利用者の健康維持に協力するために、ロビーに血圧計・体重計を設置します。そして水泳の前後に自分の血圧や体重を測定して頂き、健康管理のために役立てて頂きます。

リゾートチェアの設置



健康維持や水を楽しむ人達のために、横になってゆっくりと休んでいただけるようリゾートチェアを設置します。

防災を意識したレイアウトの変更



今までの薄暗いイメージの玄関を変えていきます。ロッカーの並べ方を変え玄関を明るく広くし、絨毯を敷き暖かな雰囲気を出します。玄関先やロビーに花を活け和やかな雰囲気を出します。以上のような方法で玄関を明るく開かれたイメージに変えていき、防災を意識したレイアウトに変更します。

ひと目でわかるスタッフ紹介



利用者の皆様にもはっきりとわかるように、館内にスタッフの写真と名前を提示し、また職員全員が名札を着けひと目でスタッフとわかるようにし、気軽に声を掛けて頂けるようにしていきます。スタッフユニフォームもわかりやすい色で統一し、安心して利用して頂ける環境作りをしていきます。

運営管理に精通した安定感ある人材の配置



私たちは、館長に当連盟常務理事を配置し、副館長には水泳コーチ歴25年以上・東山水泳場に15年以上勤務した体育施設管理士の資格を有した職員とし、他のスタッフも全員、プール管理者に必要な資格を有しており、安心安全な管理運営を行います。

利用者に対する心のバリアフリー

あいさつを交わす
利用者との心のふれあいが生まれる
利用者に安心感を与える
利用者の本音が聞ける
サービスに反映できる
きめ細かな安全対策を講じれる

心のバリアフリー

利用者が心地よく施設を使える雰囲気を作ること、これが何よりの安全対策と考えます。そこで、健康な体・健康な心をつくるために、職員ができることは第一に挨拶と考えます。挨拶を交わすことで、利用者との垣根がなくなり、訪れやすい施設となります。さらに、利用者の本音を聞くことによりサービスに反映でき、よりきめ細かな安全対策を講じることが可能となります。

不審者対応のための「こどもかけこみ110番」への登録



全国的に不審者の出没が頻発しています。本水泳場は不審者の被害に合う前に逃げ込むことのできるよう、児童の安全な登下校や安全な放課後の時間を保障するために「こどもかけこみ110番」に申請・登録し、鳥取県の防犯教育に協力していきます。

駐車禁止のための三角コーンの設置



本水泳場の前の道路は大会になると常に車で一杯になってしまいます。そこで米子市中学校体育連盟と連携し路上駐車をさせないために赤の三角コーンを100個購入し、路上に置いて駐車違反を防ぐとともに他の人々の通行の邪魔にならないように努めています。

意見箱・感謝の箱の設置



今までの意見箱では、ややもするとマイナスイメージの意見が多くなりがちであります。そこで施設全体の良かった所・評価してもらえる所を書いて頂く感謝の箱を意見箱とともに設置していきます。改善する所を直していくだけでなく、よかった所をもっと伸ばしていく施設作りを行います。

外国語での案内板

よなご 市営 水泳センター 水泳場				
料金表				
利用料	入場料	入場料	入場料	入場料
大人	700	500	300	200
中学生	400	300	200	100
小学生	300	200	100	50
幼児	200	100	50	20

本水泳場を利用される方々には、英語・ハンガール語などの母国語でしか喋れない方もおられます。その方々に不便をかけないようにそれぞれの母国語の案内板を用意していきます。

樹木等の景観美化の徹底



樹木の世話は日々の日常の手入れが欠かせません。日常の手入れをしっかりと行い、年に4回以上の大掛かりな草刈をすることで敷地内の樹木等植物の管理・美化をしていきます。

適正な敷地内の清掃



管理者としては当たり前のことですが、午前・午後と1日2回の施設巡回をする中で、利用者からは目の届きにくい場所の清掃も行い、利用者の方々・本水泳場以外の公園利用者にも不快感を与えない快適できれいな環境づくりをしています。

泳法分析会の開催



一般の水泳愛好家の希望者を公募し当連盟が所有している水中カメラ(日本代表も使用している高度な物)を使い「泳法分析会」を開催します。「どの部分がロスになっているのか?」「どこをどう直せばよいのか」「どのような練習が有効か」を的確にアドバイスしていきます

子ども達の活躍の応援



本水泳場では年間多くの水泳大会が開催されます。その活躍は新聞等にも掲載されます。新聞記事等を館内に掲示して、子ども達の活躍を応援します。

管理者を明確にするための看板



本水泳場を管理しているのはどこの団体なのかを利用して頂く皆様に明確にはっきりと大きく提示し信頼される運営に努めます。

水泳の普及発展・県民の健康増進の手助け



水泳競技及び健康・体力づくり活動の拠点として、多くの県民や地元競技者に気持ちよく活用されるような環境づくりをしていきます。また、各学年PTA行事や、各公民館の子ども会活動の行事に当施設を提供し、子ども達に水と親しんでいただけるよう努めていきます。

県内小中学校との連携(放課後水泳・部活動)



当連盟常務理事である館長が積極的に小中学校に声を掛けていき、中学校の職場体験・小学校の社会科見学などの校外学習を積極的に受け入れていきます。そして本水泳場の持っている目的を児童・生徒に啓発していきます。

県内小中学校との連携(放課後水泳・部活動)



小学校の放課後水泳での指導、中学校の部活動での指導など初心者指導から高度な指導等の様々な知識を求めている先生方に当連盟の職員が提供していきます。また直接アドバイスもしていきます。

水泳大会のプログラム作り等、事前準備を含めた大会開催の手助け



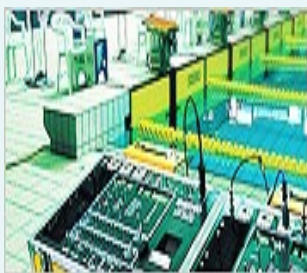
水泳大会でのプログラム作りなど事前準備はとてもたいへんな作業です。当連盟は何十年にも及ぶ大会開催の経験があり、プログラム編成専用のパソコンソフトも持っています。各種団体の大会、各学校の大会などあらゆる水泳大会の開催に向けた準備に協力していきます。

大会にふさわしい最高のコンディショニング維持



私たちは、大会設備・器具の使用方法を十分に把握しており、大会運営に必要とされる専用パソコンソフトも6台所有しています。(現在のルールでは当連盟所有のソフトがないと公認記録として認められません。)選手・関係者の方々に満足して頂け好記録の出る大会にできるよう最高のコンディションに整えます。

適正な設備・器具等の維持管理



当水泳場に常備されている設備・器具は競泳大会開催の必需品など特殊な設備・器具が多くあり、実際に大会などで使用し熟知している関係者でないと不備等はわかりにくいものです。私たち職員は、実際にこの設備・器具を大会ごとに使用していますので不備・異変を速やかに早めの対応で管理していきます。

水泳教室の充実



これまで本水泳場では、米子市主催の教室と当連盟主催の教室(米子スイミングスクール)の2つが同時進行的に行われています。今後はこの2つを上手にリンクさせ効率のよい安心安全な楽しい水泳教室を優秀なスタッフとともに展開していきます。

トライアスロンのトレーニングの環境整備



シドニーオリンピックに出場された小原工氏と協力して練習会やジュニア育成活動を行い、トライアスロン教室を開催します。

皆生ライフセービングクラブと連携しての安全水泳教室の開催



皆生ライフセービングクラブと連携し児童・生徒を対象として、服を着たまま水に入る「着衣泳体験教室」を実施し、水の事故から自分の命を守る知識や技術を習得してもらいます。

フィンスイミング教室の開催



鳥取県在住でフィンスイミング世界選手権代表の増田恒幸氏と協力してフィンスイミング教室を開催します。従来の競泳・水球・飛び込みだけでなく、新しい競技も提供しフィンスイミングの魅力を味わわせ、水泳競技を通しての児童の健全育成に努めていきます。

トップアスリートの招へい



23年6月、ソウルオリンピック金メダリストで現日本水泳連盟会長の鈴木大地氏を本水泳場で行われている水泳大会に招へいしました。また25年1月にはロンドンオリンピックに出場した選手を3名招へいし模範泳法や水泳教室・サイン会をおこないました。これから当連盟の人脈を使い、オリンピック選手の招へいを行い、講演会やトレーニングセミナーを実施し、子ども達に夢や希望を与える機会を提供します

指導者講習会の開催



本水泳場が水泳の普及・発展を目指した「水泳の学校」となるべく、「指導者講習会」を本水泳場を拠点に行っていきます。また、この講習会に当連盟のスタッフを指導者として参加させ、受講者に初心者指導から4泳法の指導まで幅広い内容を勉強して頂きます。

料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

- ① 使用時間は、現行の19:20終了を、20:00終了に変更します
また屋外プールにつきましては、夏休み期間中18:00まで延長します。
- ② 管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くします。

	営業時間	現行営業時間
屋内25mプール	10:00～20:00	10:00～19:20
屋外50mプール（6月15日～9月15日）	10:00～17:00(18:00)	10:00～17:00

(2) 休館日の考え方と設定内容

プールにおいては水質保全のため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始（12/29～1/3）を休館日とします。また国民の休日の翌日の休館日は廃止いたします。

鳥取県民の日（9月12日）が水曜日の場合は、開館いたします。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがあります。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、原則現行制度を継続します。

利用料金

区 分		昼間		夜間
		午前	午後	
会 議 室		320円	640円	480円
個人利用	一般	1回につき		540円
	高校生	1回につき		320円
	小中学生	1回につき		220円
	幼児	1回につき		110円
専用利用	1コース	1時間につき		2,160円
	全コース	1日につき		43,200円
団体利用 (20人以上)	一般	1回につき		320円
	高校生	1回につき		220円
	小中学生	1回につき		110円
	幼児	1回につき		50円

回数券（１２枚綴り）

券 種	販売価格（１冊）
一 般	5,400円
高校生	3,240円
小中学生	2,160円
幼 児	1,080円

(4) 利用料金の減免に対する考え方

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行います。

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領

減 免 事 由	減免率
1 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校、同法第１２４条に規定する専修学校、同法第５５条第１項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
ア 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校が利用するとき。	１０／１０
イ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１２４条に規定する専修学校が利用するとき。	１０／１０
ウ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５５条第１項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	１０／１０
エ 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項の規定する保育所が利用するとき。	１０／１０
オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	
（ア） 小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	１０／１０
（イ） 中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	１０／１０
（ウ） 高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	１０／１０
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	１０／１０
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	１／２
3 障がい者及び介護者が当該障がい者の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	１０／１０
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	１０／１０
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	１０／１０
エ 心身に障がい有する者で、知事が特に必要があると認めた者が一般利用の方法で利用するとき。	

(ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10 / 10
(イ) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10 / 10
(ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい害、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）	10 / 10
オ ア～エの介護者（障がい者1名につき介護者2名、が一般利用するとき。	10 / 10
カ 障がい者及びその介護者（障がい者1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1 / 2以上が心身障がい者（児）の場合	10 / 10
(イ) 利用者のうち、1 / 2未満が心身障がい者（児）の場合	1 / 2
4 幼児、児童、生徒又は学生が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。	10 / 10
5 幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。（全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）	10 / 10
6 70歳以上の者が利用するとき。	
ア 70歳以上の者が一般利用するとき。	10 / 10
イ 70歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち1 / 2以上が70歳以上の者の場合	10 / 10
(イ) 利用者のうち1 / 2未満が70歳以上の者の場合	1 / 2
7 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10 / 10
8 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	10 / 10
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が一般利用の方法で利用するとき。	
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1 / 2以上が要介護者等の場合	10 / 10
(イ) 利用者のうち、1 / 2未満が要介護者等の場合	1 / 2
9 その他スポーツの振興を図るため知事が特に必要であると認めたとき。	10 / 10
鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	
10 1により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	10 / 10

(5) 利用の許可に対する考え方

体育施設条例9条の規定・10条の規定またはその他の規定に基づき、行為の制限、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用許可の取り消し、利用料金の徴収及び利用料金の減免を行い、安心して利用して頂けるように努めます。

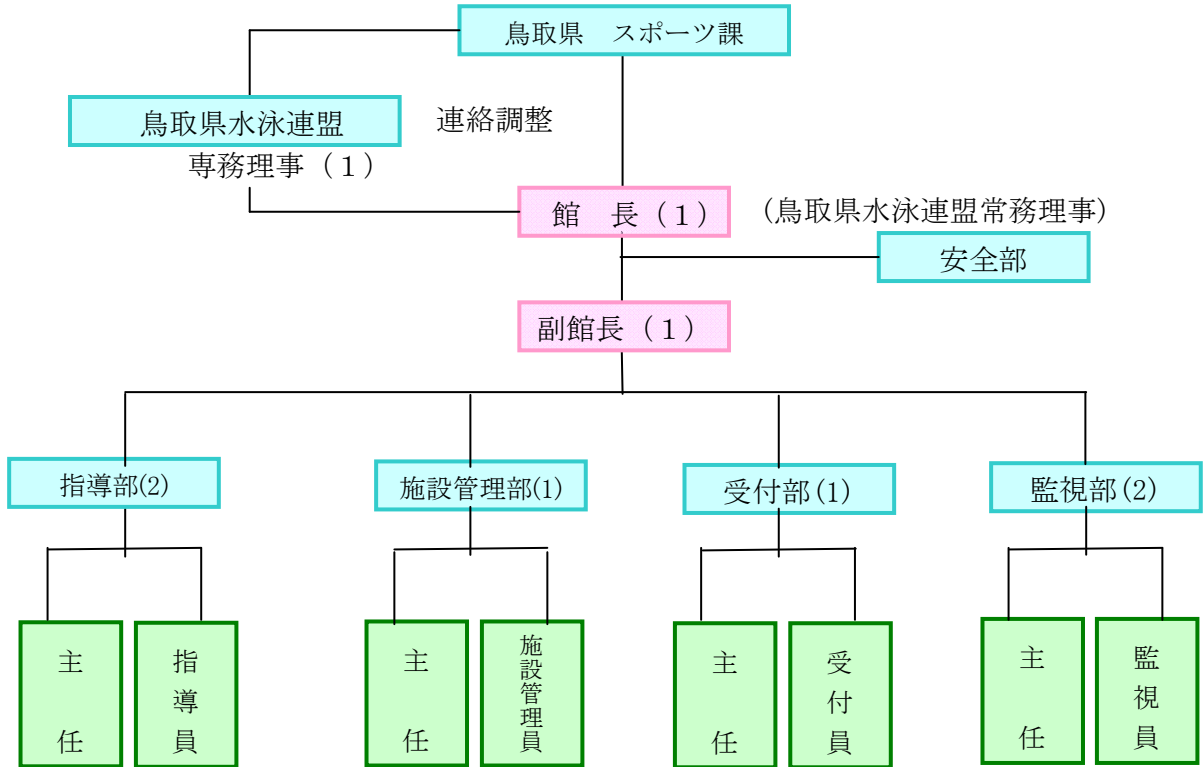
体育施設条例第7条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き東山水泳場の利用の許可を行います。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 東山水泳場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- d a から c までの掲げる場合のほか、東山水泳場の管理上支障があるものとして、知事が別に定める場合に該当するとき。なお、c に該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

施設の管理業務に係る職員体制

1 管理体制(組織図・職員数)

(1) 組織図



ア) 責任体制

現場の総括責任者は館長とし、副館長を置くことにより常に総括できる責任者が常駐することで利用者への迅速な対応体制を確立します。

また各部に責任者（主任）を配備させることでスムーズな業務管理を行います。

イ) 雇用体制

スタッフの雇用は、地元住民の雇用を最優先とし、地域密着施設を目指し鳥取県民の健康増進、社交場として地元に愛される施設づくりをテーマに業務運営を行います。

(2) 職 員 数

ア) 職員配置表

職員	業 務	責任者	雇用方法
館長	・業務全般の総括責任者 ・鳥取県スポーツ課 との連絡調整 ・危機管理対策の徹底と安全研修実施 ・利用者の管理・調査・対応		常勤
副館長	・館長不在時の総括責任者 ・県 担 当 ・業者との連絡調整 ・各部署主任との連絡・調整・管理 (業務全般の把握) ・勤務管理・職員管理 ・利用者対応		常勤
安全部	・定期的な安全研修の企画・実行 ・水上安全・救急法の資格取得 ・職員の泳力アップ ・館内清掃のチェック		常勤
指導部	・教室・イベントの管理・立案 ・教室指導・教室会員の管理 ・利用者対応 ・泳法・運動のアドバイス ・館内清掃 ・監視業務		常勤 パート
受付部	・受付業務 ・入場料金・教室授業料等の管理 ・水泳教室入会・退会管理 ・苦情トラブルの対応 ・館内清掃 ・利用者案内・説明		常勤 パート
施設管理部	・水質・水温・室温の管理 ・設備機器点検 ・薬品管理 ・機器の故障・トラブルの対応 ・機器の監視・発停操作 ・館内清掃		常勤 パート
監視部	・監視業務 ・傷病者の応急処置 ・接客 ・館内清掃		常勤 パート

- ・総括責任者（館長・副館長）又は常勤者は、日本水泳連盟規則に精通し指導経験豊富な有資格者（日本水泳連盟プール公認規則に規定されているプール管理者）であり、本水泳場を熟知している職員を配置することで、利用者に混乱を与えないスムーズな管理運営を実現します。
- ・職員全員、万一来場安全研修を定期的に行います。
- ・効率的な人員配置のため、各担当部署は兼務する場合があります。

イ) 職員勤務形態

勤務時間表												
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
責任者 (館長)												
責任者 (副館長)												
指導主任												
施設主任												
受付主任												
監視主任												
監視員												
指導員												
受付												

- ・ 上記勤務表を基に、その他増員が必要な場合は迅速に対応します。
- ・ 下記の体制を基本とした配置をします。大会等の規模や利用者の状況により、更に増員をし、運営面・安全面で万全の体制をとります。

総括責任者	1名
監視員	2～3名
受付	1名
施設員	1名
指導員	3～4名

利用状況に合わせ兼務する場合がある。

- ・ 責任者は9時間拘束8時間労働とする。
- ・ 職員は、9時間拘束（45分の休憩・15分の休息）8時間労働を基本に勤務シフトを作成し、週のローテーションを組むことで効率の良い人員配置を行う。

ウ) 職員の半月分の勤務ローテーション

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
館長	A	A	休	A	休	A	A	A	A	休	A	休	A	A	A
副館長	B	休	休	B	B	B	B	B	休	休	B	B	B	B	B
施設管理員	休	A	休	B	A	B	A	休	A	休	B	A	B	A	休
受付員	A	B	休	休	A	B	A	B	A	休	休	B	A	B	A
指導員	休	B	休	C	B	C	A	休	B	休	C	B	C	A	休
監視員	B	B	休	休	B	B	B	B	B	休	休	B	B	B	B
監視員	A	休	休	A	A	A	A	A	休	休	A	A	A	A	A
監視員	C	D	休	C	休	C	D	C	D	休	C	休	D	C	D

A : 9 : 00 ~ 18 : 00 勤務 B : 11 : 00 ~ 20 : 00 勤務

C : 15 : 00 ~ 20 : 00 勤務 D : 16 : 00 ~ 20 : 00 勤務

エ) 職員の職種等

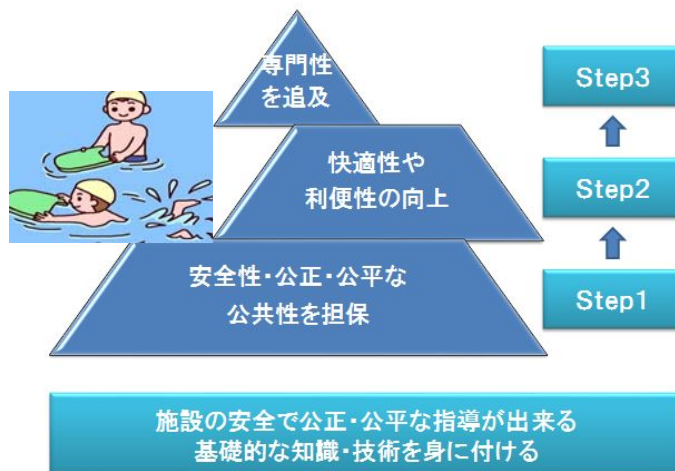
職種	雇用関係	1日の勤務時間数	月間勤務日数	担当する業務内容	現在の職員の継続雇用の可否	人件費(千円)
館長	常勤	8時間	21日	管理責任者、防火管理、会計責任者、機械管理、	継続雇用	
副館長	常勤	8時間	21日	館長業務補佐、競技団体連携担当、指導業務統括、職員研修統括、安全対策統括、プール監視統括、環境管理統括、プール衛生管理、水泳教室指導	継続雇用	
正職員	常勤	8時間	21日	水泳教室指導統括、協力団体連携担当、健康運動教室指導、プール衛生管理	継続雇用	
正職員	常勤	8時間	21日	福利厚生統括、庶務、会計、受付、水泳教室指導、プール監視	継続雇用	
スタッフ	常勤	8時間	21日	庶務、会計統括、受付、プール監視	継続雇用	
嘱託	常勤	8時間	21日	施設・機械保守管理統括、委託業務監査	継続雇用	
嘱託	常勤	8時間	21日	庶務、会計、受付、安全管理	継続雇用	
嘱託	常勤	8時間	21日	プール監視、水泳教室指導、HP担当	継続雇用	

オ) 職員の保有する資格

職名	資格
館長	防火管理者、教員免許（小学校、中学体育、中学社会）、（公財）日本水泳連盟上級審判員
副館長	（公財）日体協公認スポーツ指導員上級水泳コーチ、（公財）日体協公認スポーツ指導員上級水泳指導員、体育施設管理士、（公財）鳥取県体育協会公認トレーナー、ボイラー取扱講習修了者、（公財）日本水泳連盟競泳B級審判員、
正職員	（公財）日体協公認スポーツ指導員水泳指導員
正職員	（公財）日体協公認スポーツ指導員水泳コーチ、（公財）日本水泳連盟競泳B級審判員
スタッフ	（公財）日体協公認スポーツ指導員上級水泳指導員、（公財）日本水泳連盟競泳B級審判員
嘱託	（公財）日体協公認スポーツ指導員上級水泳指導員、（公財）日本水泳連盟競泳B級審判員 教員免許（中学高校保健体育、養護教員）
嘱託	（公財）日本水泳連盟基礎水泳指導員、（公財）日本水泳連盟競泳C級審判員
嘱託	（公財）日本水泳連盟基礎水泳指導員、（公財）日本水泳連盟競泳C級審判員

2 研修計画(事業に関するもの、待遇に関するもの等)

本水泳場は、子どもから高齢者・障がい者などの全ての県民が平等、公平に利用できる施設であり、スポーツを通じての社会教育の場でもあります。また、何にも増して、『施設の安全』が優先されなければならないことを認識し、体系的な研修を実施していきます。そのため図のように、「安全性・公共性」の理解と実践を基本的な研修課題としながら、その上に「快適性・利便性」に関する研修、更に「専門性・特殊性」に関する研修を実施していきます。



(1) スタッフ全員が基本的な事項をシェアします。

平成27年11月からスムーズな運営を引き続きできるように、スタッフ共通の研修を実施します。指定管理業務の研修については、下に記載する研修の他にも、打合せ・確認作業など膨大な時間と労力を要することを十分に認識しておりますので、県との協議の上、より早期からの準備作業・研修の開始をしていきたいと考えております。

① 指定管理期間開始前に行う基本研修

研修項目	研修の概要	研修の手引き
a) 施設の掌握	指定管理業務の範囲となる施設の場所・機能・概要を実際に視察し、理解をします。	・利用案内 ・予約受付マニュアル
b) 施設機能、機器操作等の確認	主要な設備、機器の掌握と緊急時の操作等を確認します。異常、故障があった場合の対応を確認します。	・機器・設備取扱マニュアル ・緊急問合せ先リスト
c) 接客接遇研修、マナー研修	職種や担当を問わず、全スタッフの接客接遇能力を高めます。挨拶や言葉遣いに関するだけでなく、車椅子の方や目が不自由な方への利用補助など、サービス介助に関する内容も実施します。	・接客接遇マニュアル
d) 救急法の習得と傷病者搬出ルートの確保(確認)	スポーツ活動中に生じるケガや病気に備え、スタッフの対応力を高めます。その一つとして、下の写真のような「普通救命技能講習会※1」を共同体のスタッフ全員で受講し、その後も定期的な救急訓練を実施します。	・救急対応マニュアル
e) 防犯、防災、危機管理教育	防犯(盗難、盗撮、暴漢者、その他不審者・不審物の発生)、防災(火災、台風・豪雨、大雪)、その他(ライフラインの切断など)想定される事象ごとに防止策と対応策をまとめたマニュアルを作成し、スタッフ全員が統一した行動が取れるようにします。	・防犯・防災マニュアル ・危機管理マニュアル
f) 個人情報保護・守秘義務教育	個人情報保護マニュアル及び取り扱い規定を理解します。特に受付に携わる者、名簿等を取扱う者には、多重の研修を施します。	・個人情報保護マニュアル ・取扱い事務規定



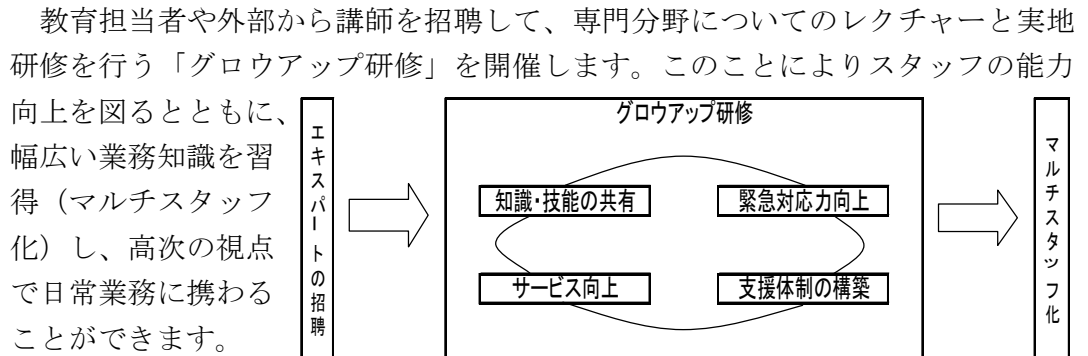
指定管理者として必要最低限の知識と技術を習得します。特に安全性・公共性に係る内容は、全てのスタッフが共通理解をするように研修・教育をします。新規採用者・赴任者は、指名期間の中であつても同様の研修を施します。

※地元消防署に依頼をし、従事スタッフ全員が「普通救命技能講習会」を受講します。

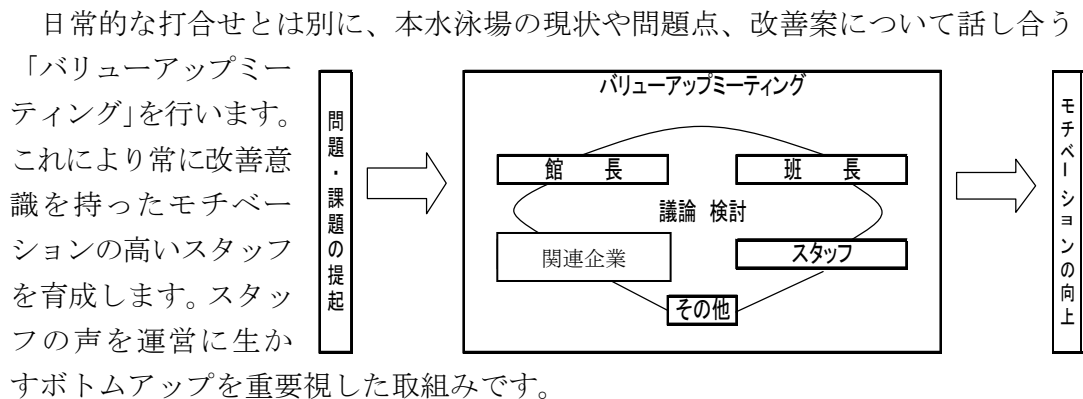
② 互いの能力や施設全体の能力を高める研修

スタッフが一丸となって業務の改善に取り組むことで、利用者の快適性・利便性を向上させていきます。その取組みを円滑に行っていくために次ページの「グロウアップ研修」「バリューアップミーティング」などを実施し、業務内容の共有・問題意識の共有を図ります。

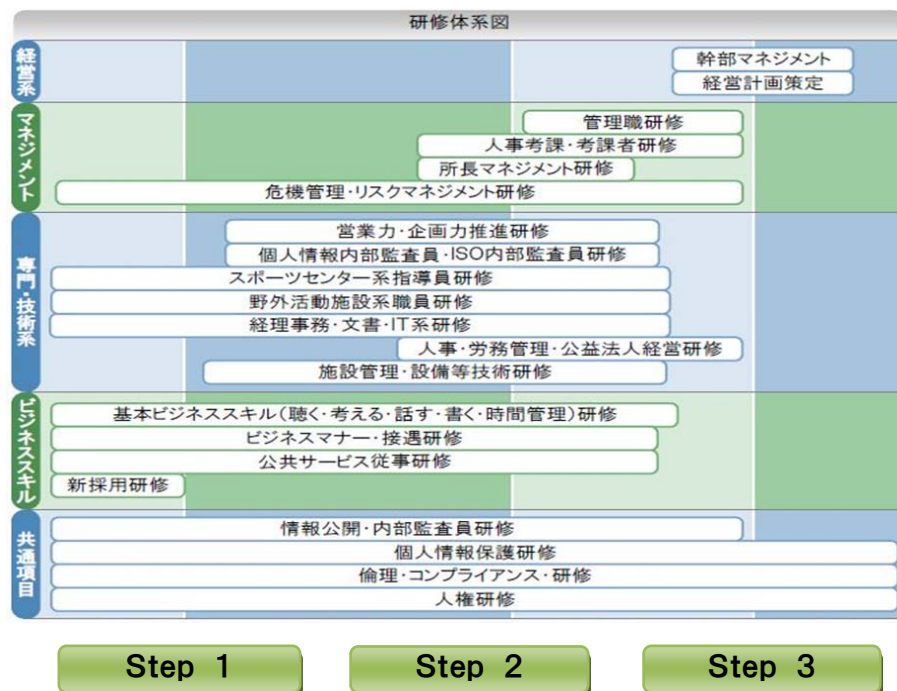
7) グロウアップ研修



イ) バリュアップミーティング



(2) 業務内容に応じた研修を実施します。



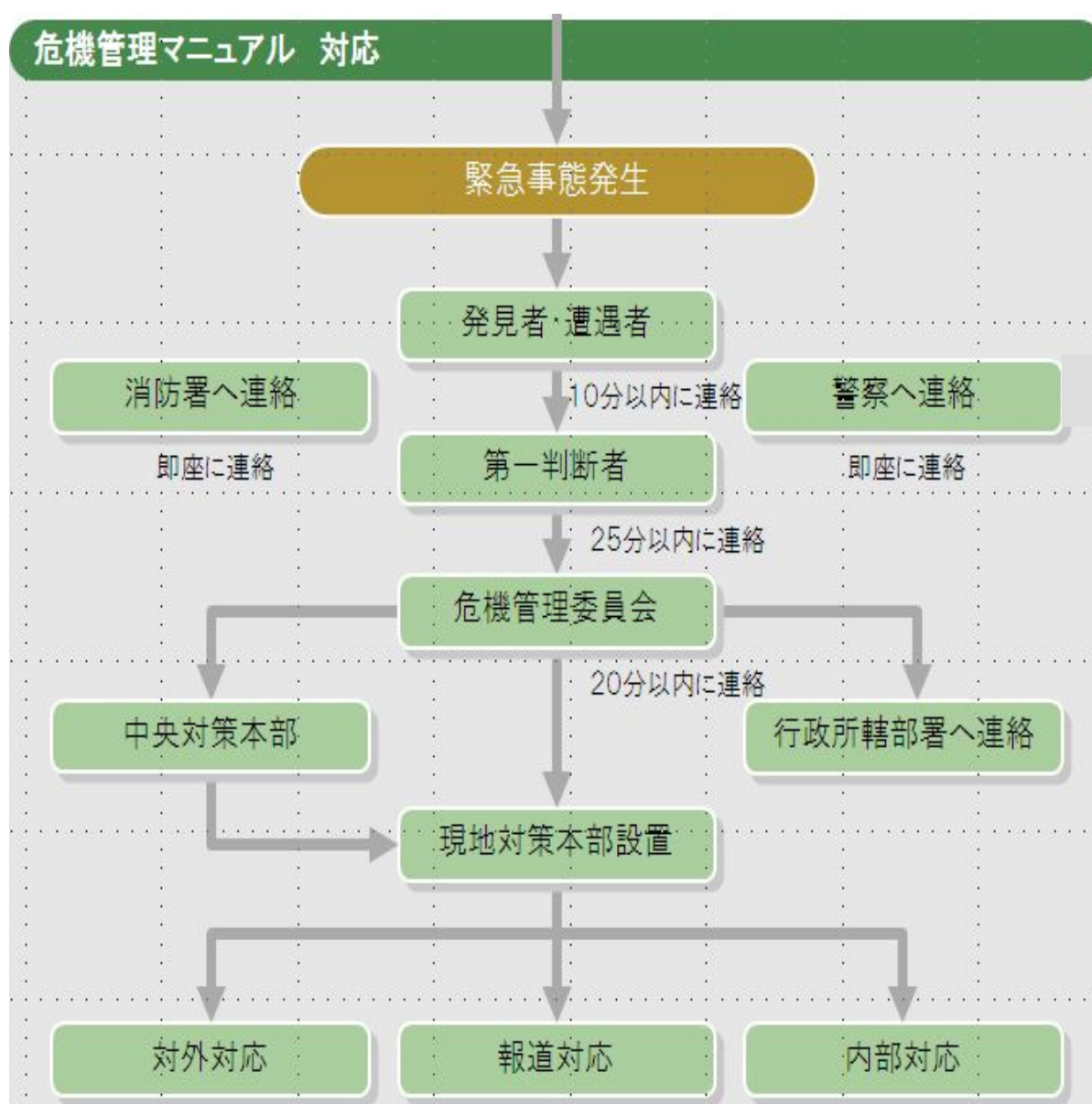
※ 年間の研修計画は、当該年度の2～3ヶ月程度前に、現場スタッフと当連盟事務局で話し合い決定します。

事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止(防災)対策

- ・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配る〈見る〉、声かけをする〈話す〉という基本的な行動を実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。
- ・具体的な取組み内容はマニュアル化し、スタッフ全員と警備委託先に周知します。
- ・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。
- ・勤務職員にトランシーバーを常時携帯させることにより、迅速な初期対応を可能とする体制を整えます。

ア)危機管理フローチャート



イ)緊急時の対応内容

事 象	レベル	対 応 内 容
火 災	出火場所特定	●施設内での火災を目視、または報知器によって知った場合は、直ちに現場を確認し、利用者の避難誘導と消防署への通報、初期消火活動を行う。 ●傷病者がいる場合は、直ちに応急手当と医療機関への搬送を手配する。
	出火場所特定できず	●報知器が発報したが、出火場所・出火の事実が確認できない場合は、直ちに避難を開始できるように準備をする。 ●誤報であることが特定できた場合は、利用者に状況を知らせ、供用を継続するが、しばらくは経過観察を続け警戒する。
	倒壊・崩落などを伴う大規模な揺れ	●利用者を落ち着かせ、揺れが収まるまで待機。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火をとめる。 ●揺れが収まり次第、利用者の避難誘導を行う。施設内に残存者がいないことを十分に確認する。
地 震	大きな揺れを感じた	●利用者を安全な場所に待機させ、情報収集する。 ●施設の外観点検の後、細部の点検を行う。施設に異常が発見された場合、安全が確認され完全復旧するまでは供用を中止する。 ●施設に異常が無い場合でも、電気・水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。 ●点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし「2警戒」の状態)
	揺れを感じた	●情報収集する。 ●建物の外観点検の後、細部の点検を行う。点検の結果、明らかに異常がないようであれば、供用を再開する。(ただし、「2警戒」の状態)
	地震後	●直後に発見されなくても、しばらくは建物の崩落箇所、クラックの有無、施

			設機能などを観察する。
感染症など	県から施設の閉鎖などの判断がなされた	3 or 4	●入口に施設閉鎖の案内掲示を行う。 ●予約団体等には、電話や文書によって施設の閉鎖の事情を伝え理解いただく。 ●県と連絡を密にとり、再開に向けての準備を続ける。
	WHO の厚生労働省から感染症の発生が報告され、注意が促される場合	2	●感染症の発症が報道され、国内で流行の兆しが現れた場合、こまめに情報収集をする。 ●県の指示を仰ぎ、利用者対策を検討する。 ●各現場にスタッフの健康管理や緊急時の対応についての会社通達を伝達する。(感染予防、感染の疑いがある場合の対応など)
停電・断水	停電(全停電)し、復旧の見込みが分からない	4	●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。 ●停電発生のご案内放送を行う。 ●長時間復旧の見込みがない場合は、施設供用を中断する。
	停電(全停電)した	3	●利用者を落ち着かせ、電力供給会社等から情報を収集する。 ●停電発生のご案内放送を行う。 ●照明点灯(電力供給再開)後、使用を再開する。
	長時間の停電の後に復電した	1	●電力供給会社から受電電圧を確認し、復電作業を行う。 ●各室の照明点灯を確認し、設備の安全巡視を行う。 ●停電復旧のご案内放送を行う。
	予告のない断水	3 or 4	●水道局に問い合わせをし、情報を収集する。水道局で詳細が確認できない場合は、施設周囲の情報を収集する。 ●断水が発生していることを施設利用者に放送や口頭、張り紙等で周知する。長時間復旧の見込みがない時や原因が不明の場合は、県と協議をし、一時的または当日の利用中止措置をとる。
	予告されていた断水	2	●一時的な利用中止措置が必要か否かを県と話し合い、館内ポスターやアナウンスにより周知する。 ●必要最低限の水を予め確保しておく。

ウ) 火災・災害等防止対策

① 火 災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。

また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練）（別紙１）を実施します。

〔火災を防ぐ〕

- ◆火元周辺・建物周辺に可燃物を置かない。
- ◆燃料・薬品は定められた使用方法と安全な保管をする。
- ◆消防訓練を実施し、火災発生時の対応行動を把握する。
- ◆消防設備の定期点検を実施する。
- ◆消火器、消火栓、火災報知機の操作方法を習得する。
- ◆火元責任者による責任区域の安全確認を行う。

② 地 震 ・ 津 波

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）の活用をします。

〔地震・津波に備える〕

- ◆落下、転倒などの危険箇所の対策を実施する。
- ◆火気使用場所の整理整頓に努める。
- ◆消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- ◆崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。

※ 災害時及び緊急時には「東日本大震災」において問題となった携帯電話の通話不能状態となったことから、利用者の避難誘導及び管理者の連携を強化するためにトランシーバーを５台備えます。

③ 台風・豪雨

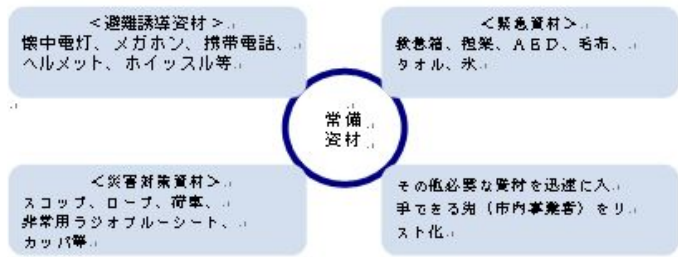
台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

〔台風・豪雨に備える〕

- ◆テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起り得る事態に対応策を練る。
- ◆飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- ◆植栽、工作物等の養生や補強をしておく。
- ◆利用者に呼びかけをし、被災を回避する。
- ◆施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- ◆日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置を施す。

④ 緊急時に備えた資材調達

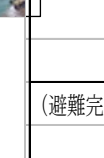
医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。



※ 東山公園内の緊急災害施設の一施設として災害時に対応するため、水・常備食及び毛布等を備えます。

No	救急病院名	連絡先
1	鳥取大学医学部附属病院	0859-33-1111
2	米子医療センター	0859-33-7111
3	山陰労災病院	0859-33-8181
4	博愛病院	0859-33-1100
5	高島病院	0859-33-7711
6	米子中海病院	0859-33-1501

別紙 1

(別紙)		消防訓練実施行動計画表	
仮定火災場所：		より出火。	から 方向に拡大延焼中
火災発生日時：平成 年 月 日() 時 分			
項目	行 動 内 容		担当者
	時 分	火災報知器を操作して点火を指示する。	
	火災発生報知 (報 告)	(〇〇〇→ 隊長) 現場を確認し、火災現場の状況を隊長または〇〇〇に報告する。 「〇〇〇より出火。〇〇から〇〇方向に拡大延焼中です。」 (〇〇〇→ 隊長) 利用者数を確認する。 「本日の利用者はプール約〇〇名です。」	
	(指 示)	(隊長 → 〇〇〇) 指示① 「〇〇〇は、119番に通報して下さい。」 「状況は〇〇より出火。〇〇から〇〇方向に拡大延焼中です。」 (隊長 → 〇〇〇 → 〇〇〇) 指示② 「〇〇〇は〇〇〇へ連絡し、館内放送を指示して下さい。」	
	(通 報)	「消防署ですか、訓練火災です。こちらは東山水泳場です。〇〇時〇〇分頃に〇〇より出火し、現在、利用者の避難と初期消火中です。」（119番へは電話しません。仮想通報です。）	
	(放 送)	「只今、火災訓練中です。 〇〇 より火災が発生しましたので、職員の指示に従って避難して下さい。職員は利用者の避難誘導と初期消火にあたってください。」（2度以上繰り返し放送する。）	
	(消火避難)	放送後、身近の消火器を持って現場に急行し消火体勢に入る。 (利用者が多い時は、非常勤職員は避難誘導後に消火に向かう。) プールの利用を直ぐに中断し避難誘導を行う。	
	(避難完了報告)	避難完了後、直ぐに隊長に報告する。 「プールの利用者全員の避難を完了しました。」 火災現場及び避難状況を確認し、隊長に連絡 「利用者全員の避難を完了しましたので、これで火災避難訓練を終了します。」	
	(終 了)	館内放送 「以上をもちまして火災訓練は終了しました。ご協力有難うございました。」	

エ) スポーツ活動における事故防止

利用者の安全をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止・防犯・防災に最善を尽くします。

対 策	内 容
プール施設・器具の点検	施設・器具の点検項目としては、『日常点検チェックリスト』を最低基準とし、利用者に対しては『点検結果掲示』をもって、施設の安全をアピールします。 ろ過循環設備は、専門業者によるメンテナンスを実施し、スタッフによるろ過機の外観点検、機能点検及びプール槽内の排水口及び吐出口の触診、目視点検を毎日実施します。
健康チェックの奨励	プール受付ロビーに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。全ての利用者が日頃からご自身の健康管理と事故防止について興味をもっていただけるように働きかけます。また日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置します。
ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者・希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導などの安全教育を行います(事前の申し出と打合せを要します)。

オ) プールにおける事故防止対策

プールの管理(監視)においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生しそうな要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

TPCSシステムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される夏休み期間等の繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

① プールの監視体制(TPCSシステム)

T (タワー：監視台)

高所の広い視野を活用してプール全体を監視し危険を回避するための支持を他のポジションに発信します。溺者や傷病者発生時等の緊急時には救助活動を行います。



P (パトロール：巡視)

タワー・コントロールと連携し、監視区域の利用状況に応じて自由に巡回し、機動性を生かした安全監視・救助活動を行います。



C（コントロール：司令）

監視業務の中核的役割を担うポジションであり、各ポジションに的確な司令・情報を発信し、常にプール場内の秩序維持を図ります。

S（スタンバイ：待機）

待機の時間を利用し、疲労の回復を図って次のローテーションに備えます。

また、各種トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の業務を行います。緊急時に備え、事故発生時には救助の一員に加わります。



② 溺者救助(訓練)

急病人や溺者の発生時に備え、日々溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）の訓練を実施します。

また、救助デモンストレーションを行い、利用者に対して水難事故予防の啓発を行います。

（プールにおける溺水事故の救助訓練）

①溺者を発見後直ちに救助に向かう



②頸椎に注意しながら気道を確保する



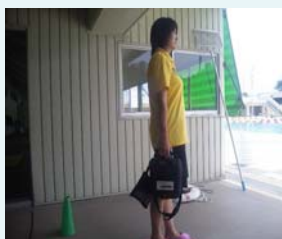
③水中タンカを使用する



④水中タンカで救助協力に向かう



⑤AEDを取り出し現場に急行する



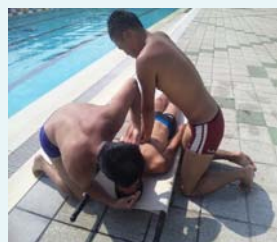
⑥職員が協力して溺者をタンカに乗せる



⑦溺者に動揺を与えないよう水平にして運搬する



⑧安全な場所に運び、直ちに心肺蘇生法を開始する



⑨AEDを職員が持ってくる



⑩溺者の水気をタオルで拭き取る



⑪AEDの使用を始める(音声に従う)



⑫パッドを取り付ける



⑬AEDの音声に従う(待機・観察)



⑭AED実施後心肺蘇生法を開始し救急隊員が到着するまで続ける

